

議案第1号 のりあいタクシー乗継場所の追加（資料P1）

P1は、のりあいタクシー乗継場所の追加です。6月に開催しました菰野町地域公共交通会議におきまして、のりあいタクシー中部エリアの町民の方が利用できるのりあいタクシーとコミュニティバスの乗継場所が無かったため、令和4年10月から利用できる乗継場所を設定するように決定されました。乗継場所を選定しました結果、乗継場所の追加としまして、けやき・菰野町役場を予定しております。なお、事前に中部エリアの各区長へは説明を行いまして、乗継場所の追加をけやき・菰野町役場とすることにご了承いただいております。

P2は、のりあいタクシー乗継場所の位置図です。現状では、1の朝上地区コミュニティセンターと2の尾高口が北部エリアの乗継場所となっております。3のけやき・菰野町役場が追加されますと、中部エリアにお住いの方の利便性向上が期待できます。

議案第2号 のりあいタクシー乗降場所の設置、移設（資料P3）

P3は、のりあいタクシー乗降場所の設置、移設です。のりあいタクシーの新規の乗降場所は4カ所で、大羽根園区3カ所、竹成区1カ所となっております。また、乗降場所の移設は大羽根園区1カ所となっております。なお、乗降場所の変更予定日は、令和4年10月1日としております。

P4は、のりあいタクシー乗降場所の一覧です。今回4カ所新設しますと、のりあいタクシーの乗降場所の合計は271カ所となります。

P5は、のりあいタクシー新規乗降場所の位置図です。新規乗降場所は、178番の大羽根園柴垣町東詰、179番の大羽根園青葉町北、180番の大羽根園新林町東、447番の八坂神社東となります。

P6は、のりあいタクシー乗降場所移設の位置図です。104番の大羽根園駅が同一名で2カ所ありますので、近鉄大羽根園駅西側の乗降場所を駅前のコンビニエンスストア隣に移設し、近鉄大羽根園駅東側の乗降場所を撤去するものです。

議案第3号 コミュニティバスの一部路線の休止継続（資料P7）

P7は、コミュニティバスの一部路線の休止継続です。平成30年12月1日から4コースの鶴川原川北線、5コースの茶屋の上大羽根線が休止となっております。休止を継続させるためには、道路運送法に基づく協議が調っていることを証明する書類の提出が必要となります。この協議とは、菰野町地域公共交通会議において休止の協議がされていることを指しております。休止期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとなります。

P8は、菰野町コミュニティバス系統図です。系統図は平成30年の休止時のもので、赤枠で囲ってあります水色の4コースと青色の5コースが路線の休止となっております。